

(定款)

# 定 款

制 定／昭和34年(1959年)11月25日

改 正／昭和34年11月25日から

昭和52年9月12日までの改正は

別途記載

昭和52年(1977年)9月12日

昭和52年(1977年)12月27日

昭和53年(1978年)6月28日

昭和53年(1978年)12月26日

昭和63年(1988年)6月28日

平成元年(1989年)6月29日

平成2年(1990年)6月28日

平成3年(1991年)6月27日

平成6年(1994年)6月29日

平成7年(1995年)6月29日

1996年6月27日

1997年6月27日

1997年8月1日

2002年7月1日

2003年6月27日

2005年6月29日

2006年6月29日

2007年11月1日

改 正／2009年6月26日

2013年6月27日

2022年6月24日

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（商 号）

当社は、商号をセントラル総合開発株式会社と称し、英文ではCENTRAL GENERAL DEVELOPMENT CO., LTD. と表示する。

### 第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、交換、保有、管理、賃貸借、仲介および鑑定
2. 都市開発、地域開発および土地造成の事業ならびにコンサルティング業
3. 建物内外および設備の保安、清掃およびメンテナンスに関する管理業務ならびにコンサルティング業
4. 警備業法にもとづく警備業
5. 土木、建築および設備工事の設計、施工ならびに請負業
6. 建設用の資材・機器および機械装置の売買ならびにリース業
7. 観光施設、宿泊施設、スポーツ施設、飲食店、駐車場および洗車場の経営
8. 住宅用設備機器、電気器具、家具および事務用機器の販売
9. 百貨店業
10. 損害保険代理、生命保険の募集に関する業務および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理
11. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
12. 介護保険法にもとづく居宅介護支援および居宅サービス事業、福祉用品販売、居宅介護住宅改修等の介護事業
13. 金融業
14. 有価証券の保有および売買
15. 前各号に附帯または関連する一切の事業

### 第 3 条（本店所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第 4 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 5 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

### 第 6 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第7条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第8条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

#### 第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### 第10条（株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

#### 第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第13条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第17条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長および出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。

- ② 前項の議事録は10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条（員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

#### 第19条（選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第20条（解任方法）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第21条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第22条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

#### 第23条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第24条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等という。」）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第26条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第27条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。

- ② 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。

#### 第28条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第29条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

- ② 前項の議事録は、10年間本店に備置く。

#### 第30条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

#### 第31条（顧問および相談役）

取締役会の決議によって、顧問および相談役各若干名をおくことができる。

### 第5章 監査役および監査役会

#### 第32条（監査役および監査役会の設置）

当会社は、監査役および監査役会を置く。

#### 第33条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

#### 第34条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第35条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第36条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 第37条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第38条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### 第39条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。

- ② 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。

#### 第40条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第41条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

- ② 前項の議事録は、10年間本店に備置く。

#### 第42条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

## 第6章 会計監査人

#### 第43条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

#### 第44条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第45条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第46条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

#### 第47条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

## 第7章 計 算

#### 第48条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第49条（剰余金の配当）

当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

#### 第50条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

#### 第51条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

- ② 未払いの剰余金の配当および中間配当には、利息をつけない。

### < 附 則 >

1. 定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。
3. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。